

令和6年3月21日

浅川清流環境組合

管理者 大坪 冬彦 様

浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設専門家委員会

委員長 宮脇 健太郎

浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設専門家委員会からの助言

令和6年2月20日に行いました第4回浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設専門家委員会において、「公害の防止対策に関する事」「公害の監視方法に関する事」「その他周辺環境の保全について必要な事項」について、検討いたしましたので、浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設専門家委員会設置要綱第2条に基づき、助言いたします。

助言内容は別紙のとおりです。

浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設専門家委員会

同

同

同

委員長 宮脇 健太郎

副委員長 荒井 喜久雄

委員 櫻井 達也

委員 荒井 康裕

(別紙)

第4回浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設専門家委員会での検討を受けた助言事項

1. 運転停止方針に関する見解

- (1) 排ガス中の水銀濃度について、「自動測定機（連続測定機）で異常な数値が検出された24時間後の数値（1時間平均値）が公害防止基準値を超過する場合、焼却炉の運転を停止する」と定められている現行の「運転停止・再開方針」について、東京二十三区清掃一部事務組合などのように、短時間で運転を停止する取扱いとは違うが、大気汚染防止法で定める方法（6カ月に1回以上）で毎月測定している数値は基準値以内である。
- (2) 貴組合の方針は、大気汚染防止法で定める「排出基準の1.5倍を超える濃度の場合は30日以内、それ以外は、60日以内に3回以上の再測定を行い最小値、最大値を除くすべての結果の平均値で運転か停止を判断する」よりもかなり厳しい基準で運転を行っている。
- (3) 実際に連続測定機で測定された数値が $50\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ を超過しても、すぐに健康被害が生ずるのかといえば、貴組合が行った環境アセスの評価（2炉とも $50\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ を1年間排出し続けたと仮定したときの数値= $0.0025\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）においても、国が示している指針値（年平均 $0.04\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）以下となっている。
- (4) 過去の状況を見ると、1時間から2時間で収束しているので、適切な運転管理をしていると思う。

以上、引き続き、現行の方針で運転をしていただければと思う。

2. 提案事項

- (1) 水銀濃度超過時における、各方面に啓発をしたことについては、看護師が看護学校に入ると訓練のため、血圧計を買って訓練するケースがあると聞いているので、今後周知する対象に入れてもよいと思う。
- (2) 水銀回収キャンペーンについては、報告をする際、水銀体温計、温度計、血圧計、水銀が含まれる量が違うので、それぞれの含有量を明記してもよいと思う。
- (3) 貴組合施設への水銀含有物の混入を防ぐために、水銀回収キャンペーンの実施や携帯型水銀測定装置の導入も高く評価するが、構成3市に対して、引き続き分別徹底の啓発を求めるべき。